

2014年6月26日

各位

会社名：コスモ石油株式会社

(コード：5007 東証第一部)

代表者名：代表取締役社長 森川 桂造

問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 濱口 正道

電話番号：03-3798-3101

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2014年3月31日現在)

| 親会社等 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|--|----------|-------------|-------|-------|------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| Infinity Alliance Limited | その他の関係会社 | 20.81 | 0.00 | 20.81 | なし |
| International Petroleum Investment Company | その他の関係会社 | 0.00 | 20.81 | 20.81 | なし |

(注) International Petroleum Investment Company については、以下「IPIC」といいます。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

| 会社の名称 | 理由 |
|-------|--|
| IPIC | Infinity Alliance Limited は、IPIC が当社の第三者割当により発行された株式を引き受けるために、100%出資して設立した特別目的会社であるため。 |

3. 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

IPIC は、アラブ首長国連邦アブダビ首長国が 100%出資する政府の機関であり、IPIC の会社情報は、アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国家の機密情報であることから、有価証券上場規程第 411 条第 3 項に基づき、IPIC の会社情報の適時開示について適用除外とすることが適当とされるため。

4. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

IPIC は、アラブ首長国連邦アブダビ首長国が 100%出資する投資会社で、同社は長期的かつ戦略的な投資を行っており、エネルギー分野のビジネスに少数株主として出資することで、戦略的な長期的提携関係を築いています。また、IPIC の投資は中東、ヨーロッパ、アジアに拡大しております。

IPIC と当社は、アジア太平洋地域のエネルギー需要が増大し続けることに加えて、日本がアラブ首長国連邦にとって引き続き重要な戦略的マーケットであり、アラブ首長国連邦が日本にとって今後も重要な石油供給国であり続けるという視点に立ち、2007 年 9 月 18 日に業務提携を結び現在に至っています。

IPIC およびその投資先と当社との主な関係は、以下の通りです。

- (1) IPIC は、当社の普通株式 1 億 7,600 万株を間接保有（議決権所有割合 20.81%）しています。これは、IPIC と当社との間の長期的かつ戦略的な関係強化を目的とするものです。
- (2) 当社は、IPIC から 2 名の社外取締役を受け入れています。
- (3) IPIC と当社は、双方の代表者からなる定期的な協議機関を当社内に設置し、アジアを中心としたアブダビ首長国外における新規油田開発、石油化学事業を含む当社製油所のさらなる高度化・高付加価値化、LPG 事業および「5-アミノレブリン酸 (ALA)」を活用した肥料事業の国際展開、海外における石油製品販売事業の拡大など、多岐にわたる分野で両社の収益力強化に資する案件を検討しています。
- (4) 当社は、IPIC および IPIC の投資先（スペインのセプサ社等）と緊密な協力関係を維持しながら、事業上の独立性を確保しつつ、効率的に事業を展開しています。
- (5) 兼務取締役の就任状況は、当社としての独自の意思決定を妨げるものではなく、親会社等からの独立性は十分に確保されています。

(役員の内兼任状況)

(2014 年 6 月 24 日現在)

| 役職 | 氏名 | 親会社等での役職 | 就任理由 |
|-------|--------------|----------|-------------------------------------|
| 社外取締役 | モハメド・アル・ハムリ | 副会長 | 石油業界に関する国際的な見地から、職務を適切に遂行できると判断したため |
| 社外取締役 | モハメド・アル・メハイリ | ディレクター | 石油業界に関する国際的な見地から、職務を適切に遂行できると判断したため |

5. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

以 上